

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長 (国 22)(法人税:義)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	要望の内容	<p>1. データセンター地域分散化促進税制について、以下の拡充を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本税制の対象設備である電気通信設備(サーバー用の電子計算機等)については、東京圏以外のデータセンター内に設置され、専ら、東京圏[※]のデータセンターのバックアップを行うものを適用対象としているが、この要件を一部緩和し、東京圏以外のデータセンター内に設置されるものを適用対象とする。 <p style="text-align: center;">※ 多極分散型国土形成促進法(昭和 63 年法律第 83 号)第 22 条第 1 項に定める東京圏をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京圏と東京圏以外の双方にデータセンターを持つ事業者において、「対象設備の取得価額が 5 億円以上」及び「データセンター事業の用に供する減価償却資産の取得合計額に占める対象設備の取得合計額が 20% 以上」の要件を撤廃する。 <p>2. 適用期限を、平成 28 年 5 月 31 日までの 1 年 2 箇月延長する。</p>
3	担当部局	<p>(主要望)総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課 (従要望)内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)付 【提出】</p>
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 25 年度 データセンター地域分散化促進税制の創設(適用期間:2 年間)
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで(延長期間:1 年 2 箇月間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>現在、東京圏にデータセンターが一極集中しており、首都直下地震等への耐災害性の観点から課題がある。</p> <p>具体的には、データセンターは、各種データの保管だけではなく、企業等の業務システムやインターネットサービスの基盤としても利用されているところであるが、この点、首都直下地震等によりデータセンターが集中する東京圏が被災すると、直接的・間接的被害によりデータセンターサービスが提供困難となり、データセンターの利用企業の業務システム等が停止する。これにより、企業等にとって、業務の再開が遅れ、ひいては、東京圏の災害からの復興が遅れるおそれがある。</p> <p>このような事態を最小限に抑えるため、データセンターの地域分散化(国内のデータセンターにおける東京圏のデータセンターの比率の低減)を図り、データセンターの同時停止を最小限の規模に押さえ、もって我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化を実現しようとするもの。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 世界最先端IT国家創造宣言(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)</p> <p>IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化</p> <p>2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保</p> <p>(2) 大規模災害時におけるITの利活用の観点から、海底ケーブルなどのIT国際インフラの冗長化や東京圏に集中するデータセンターの地域分散・地域連携やIX(インターネットエクスチェンジ)の地域分散等、バックアップ体制の整備を推進し、強靱かつリダンダント(冗長的)なITインフラ環境を確保する。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>○平成 27 年度概算要求における政策評価体系図(総務省)</p> <p>V. 情報通信(ICT政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の促進</p> <p>4. 情報通信技術の利用環境の整備</p> <p>○平成 26 年度内閣府本府政策評価実施計画(平成 26 年 4 月)</p> <p>【政策】</p> <p>11. 防災政策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>⑤地震対策等の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>国内データセンターにおける東京圏のデータセンターの比率について、現在(平成 25 年度末)の約 58%から本措置の適用期間中に約 53%にすることを目標とする。なお、IT国家創造宣言が目標とする平成 32(2020)年までに同比率を半分以下(約 45%)まで下げることを目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>国内データセンターのうち東京圏に立地する比率(サーバールーム床面積)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国内データセンターのうち東京圏に立地するデータセンターの比率を低下させることは、東京一極集中しているデータセンターの立地を日本全国に分散させることとなり、首都直下地震等が発生した場合においてデータセンターが同時被災し、サービスが停止することを最小限の規模に抑えることとなる。これにより、全体として情報通信基盤の機能が損なわれる度合が最小限に抑えられ、政策目的である、我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化が実現するものである。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>本税制の適用を受けるために必要となる、電気通信基盤充実臨時措置法における実施計画の認定件数及び申請額(見込額)並びに測定指標への寄与。</p> <p>平成 25 年度 1 件(申請額は 1,579.0(百万円))</p> <p>平成 26 年度 1 件(申請額は 8.5(百万円)。平成 26 年 8 月末日現在。)</p> <p>平成 27 年度 52 件(見込額は 9,105.2(百万円)。件数及び見込額は推定数)</p> <p>平成 28 年度 9 件(見込額は 1,659.6(百万円)。件数及び見込額は 2 か月間の推定数)</p> <p>測定指標への寄与は平成 25・26 年度において、共に 1%未満である。また、平成 27 年度及び平成 28 年度(税制対象期間の 2 ヶ月)においては、5.0%を見</p>

		<p>込んでいる。</p> <p>※ 平成 25 年度については所期(税制創設時)の目標件数を 52 件(約 18,000 百万円)としていたところであるが、前述のとおり現時点で 2 件にとどまっている。この点、問い合わせがあったが申請に至らなかった 30 者にその原因をヒアリングしたところ、本制度はバックアップサービスに専ら利用される電気通信設備のみ対象設備としているが、設備導入時にはサーバーがバックアップ用途であることを限定できないことが一般的であり、事業者にとって要件が厳しいと判明しており、このため適用件数が伸びていないと考えられ、この要件を緩和すれば一定数は申請段階に至ると思われる。また、東京圏及び東京圏以外のデータセンターをともに有する事業者には、中小規模の事業者が含まれているところ、取得価額の要件が厳しく、中小規模の事業者が行う大規模ではない増設等では適用条件を満たせず、実質的に大企業しか利用できない要件となっていることも適用件数が伸びていない要因と考えられる。</p> <p>※ 平成 27 年度及び平成 28 年度の推計にあたっては、データセンター事業に関係する複数の事業者団体(ASP・SaaS クラウドコンソーシアム等)やデータセンター事業者(約 80 者)に対する地方への設備投資の需要等についてのヒアリング及び「データセンタービジネス市場調査総覧 2014 年度版」(富士キメラ総研)に掲載の各設備における投資見込額の合計に全国に対する地方の割合を乗じて、適用数を推定。さらに、具体的な本税制の適用手続きについて約 30 者から問い合わせもあったところ。</p>												
② 減収額		<table border="0"> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>66.4(百万円)</td> <td>(認定済みの実施計画から算出)</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>0.4(百万円)</td> <td>(認定済みの実施計画から算出)</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>348.3(百万円)</td> <td>(推定額)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>63.5(百万円)</td> <td>(2 か月間の推定額)</td> </tr> </table> <p>※算出根拠</p> <p>平成 25 年度： [認定済みの実施計画の設備投資申請額 1,579.0(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 28.05%(復興法人税率を含む)]</p> <p>平成 26 年度： [認定済みの実施計画の設備投資申請額 8.5(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 28.05%(復興法人税率を含む)]</p> <p>平成 27 年度： [地方における対象設備の設備投資見込み額 9105.2(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 25.5%]</p> <p>平成 28 年度： [地方における対象設備の設備投資見込み額 1659.6(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 25.5%]</p> <p>※ 平成 27 年度及び平成 28 年度の推計にあたっては、「データセンタービジネス市場調査総覧 2014 年度版」(富士キメラ総研)に掲載の各設備における投資見込額の合計に全国に対する地方の割合を乗じて見込額を推定。</p>	平成 25 年度	66.4(百万円)	(認定済みの実施計画から算出)	平成 26 年度	0.4(百万円)	(認定済みの実施計画から算出)	平成 27 年度	348.3(百万円)	(推定額)	平成 28 年度	63.5(百万円)	(2 か月間の推定額)
平成 25 年度	66.4(百万円)	(認定済みの実施計画から算出)												
平成 26 年度	0.4(百万円)	(認定済みの実施計画から算出)												
平成 27 年度	348.3(百万円)	(推定額)												
平成 28 年度	63.5(百万円)	(2 か月間の推定額)												

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成28年度)</p> <p>本措置は、我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するために、東京圏以外でサービスを実施するための設備投資に対するインセンティブを付与することにより、東京圏以外のデータセンターの新設・拡充を図り、国内データセンターの地域分散化(国内のデータセンターにおける東京圏のデータセンターの比率の低減)を促進するもの。</p> <p>平成26年7月までに、本措置の適用による東京圏以外の地域への設備投資は約15.9億円であり、東京圏のデータセンターの耐災害性が高まったところ。</p> <p>今後、本措置の適用要件を緩和することで、東京圏以外の地域への設備投資をさらに加速させることにより、首都直下地震等が発生した状況下でも、データセンターの同時停止を小規模におさえ、もって、利用者のシステム等の停止の規模を最小限に抑えようとするものである。これによって、我が国における情報通信基盤の耐災害性が強化されることが期待される。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成28年度)</p> <p>所期(税制創設時)の目標は、東京圏のデータセンターに保存されるデータの地方でのバックアップ比率を平成26年度末に2.9%とすることであった。上記比率については、平成24年度末の2.0%から、平成25年度末には2.2%まで若干向上しているが、所期の目標は達成しておらず、政策目標が実現していない。なお、バックアップ比率の変動における本税制の直接的な効果は0.1%未満である。所期の目標が達成できていない原因としては、8①で前述のとおり、本税制の適用件数が伸びていないことが一因と考えられる。</p> <p>今般、政策目標を十分達成するために、適用要件を変更(一部要件緩和)しようとしているところであるが、これはデータセンターの地域分散化において、データのバックアップ(複製を東京圏以外におくこと)だけではなく、システム等の基盤としての機能をデータセンターが担っている点を踏まえたものである。これに伴い、本税制の効果・達成目標についても、データのバックアップサービスのみを把握するものから、より適切に政策目標の実現状況を測定可能なものに変更した。</p> <p>変更後の達成目標に係る測定指標である「東京圏のデータセンターの比率(サーバールーム面積比)」においては、平成25年度末時点で約58%であり、平成24年度末時点の63%から改善しているが、本措置の直接的効果は1%未満である。本措置の効果のほか、平成24年度から平成25年度の社会情勢の変化により、不動産(建物)を含めてデータセンターの新設について、東京圏における電力需要や非常用発電機に用いられる燃料供給の不安感があったことから、東京圏でのデータセンターの新設が他の地域に比べて少なかったことが寄与しているものと考えられる。なお、その他の影響として、設備投資に対しては従来から地方公共団体による支援策が講じられているが、東京圏への集中度合を緩和するまでの効果は見られない。</p> <p>なお、現在は電力需要の不安等はほぼ解消していることから、この測定指標は本税制措置以外の要因の影響を大きく受けるものではない。したがって、今後本措置がない場合は、東京圏のデータセンターの比率は大きく変動することはなく、本措置を継続することなく東京圏のデータセンターの比率を本措置の適用期間中に約53%とする目標を達成することは困難であると考えられる。したがって、本測定指標によって、本制度の直接的な効果を測ることが可能で</p>
--	-----------------------	--

		<p>あり、平成 27 年度及び平成 28 年度(税制延長期間まで)において、10764.8 (百万円)(根拠は8①で前述のとおり)の投資促進効果により、今後東京圏以外の地域のデータセンター比率を押し上げることとなる。</p> <p>一方、首都直下地震等を想定した、強靱な IT インフラ環境を確保する必要性は7①のとおり政府の方針でも明記されており、政策目的を達成するためには、本措置(制度の拡充)によるデータセンター地域分散化(国内のデータセンターにおける東京圏のデータセンターの比率の低減)の更なる促進が必要不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 28 年度)</p> <p>東京圏のデータセンターの比率(サーバールーム面積比)は、現状約 58%となっており、今後もこの比率にとどまることが予想される。</p> <p>こうした状況のまま、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合には、東京圏のデータセンターのサービス提供が停止し、東京圏以外のデータセンターについて需要が供給を上回り、各種事業者のシステムが復旧に相応の時間を要し、その結果、社会経済の中核機能が中長期的に麻痺するおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 28 年度)</p> <p>本税制の適用件数が僅少であるが、本措置により東京圏のデータセンターのバックアップサービスのための東京圏以外のデータセンターにおける新設・拡充が行われたところ。この点、このサービスを受ける利用者の事業継続性が高まり、首都直下地震等の大災害が発生した場合の社会的・経済的損失を抑えることができる。</p> <p>将来においては、データセンターが地域分散化(データセンターの東京一極集中状態の緩和)し、首都直下地震等が発生した場合においても、多くのデータセンターが同時停止する可能性を低減し、もって、データセンターを利用する各企業等のシステムの同時停止を最小限の規模に抑えようとするもの。この点、本措置は情報通信基盤の耐災害性の強化を実現しようとするものであり、大規模災害が発生したときにはじめてその効果が発生するため、現段階において経済的な効果を予期することは困難である。</p> <p>一部の事業者で、耐災害性の観点以外にも電気代等が安価な海外にバックアップ拠点を整備する動きも見られており、本措置により、データセンターの海外流出を食い止め、国内にデータセンターを整備することによる経済効果も期待される。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>東京圏以外のデータセンターは、東京圏のデータセンターとの比較において、通信費用等の面で不利な状況にあることが、データセンターが東京圏に一極集中することの主要な要因の一つである。また、本税制の政策目的である情報通信基盤の耐災害性の強化にあたっては、東京圏以外の地域へのデータセンターの新設・増設による、地域データセンターの比率の向上が必要であり、税制措置による公平で幅広い効果を発揮させることが適当であると考え</p> <p>○ 補助金と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由</p> <p>東京圏のデータセンターは、それぞれ災害に対する備えに違いがあるものの、首都直下地震等での被害、たとえばどの地域が電力供給停止になるのか等は予期することが難しく、どのデータセンターでも被害を受ける可能</p>

		<p>性がある。この点、広く、東京圏以外に立地するデータセンターの事業者全体の底上げが必要であり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当である。</p> <p>○ 規制の創設と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由</p> <p>法令に定め規制により地方立地の義務づけ等を行うことについては、データセンター事業者（提供側）または利用する個人・企業等（利用側）に東京圏以外のデータセンターを利用することを求めることとなる。この点、前者については、東京圏においてのみ事業を行う事業者にとって経営や営業の自由を過度に制限することとなり、実現困難である。また、後者では、災害への対応の在り方が業種や事業形態、規模等で異なり、実効性のある規制を創設することは実質的に困難である。さらに、新規の規制の創設が可能であっても、一般的に義務づけ等を行う際には経過措置の期間が設定され、結果、相応の期間がかかるため、税制措置による支援は適切であると考え</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価：平成 24 年 9 月